

京都市訓令甲第 17 号

消 防 局

京都市消防局長専決規程の一部を次のように改正する。

平成 21 年 10 月 30 日

京都市長 門川 大作

第 3 条第 26 号中「100,000 円」を「500,000 円」に改める。

附 則

この訓令は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部人事課)